

都市計画マスタープラン特別委員会の設置に関する決議

次のとおり、都市計画マスタープラン特別委員会を設置するものです。

記

1. 名称
都市計画マスタープラン特別委員会
2. 設置の根拠
地方自治法第109条及び精華町議会委員会条例第5条
3. 目的
当該プランの地域別構想について、住民代表機関として、多様な民意を集約したうえで、町長に提言を行うとともに、議会としての意見を取りまとめるため。
4. 委員の定数
17人（議長を除く全議員）
5. 審査等の期間
目的が達成するまで